

別表第六十号(第188条関係)

認定放送持株会社認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
法人番号
(注 1)

認定放送持株会社の認定を受けたいので、放送法第159条第3項の規定により申請します。

1 申請対象会社に関する事項

名称		
住所		
事務上の 連絡先	担当部署	
	住所	
	担当者	
	電話番号	
特定役員の氏名(注2)		
外国人等直接保有議決権割合(注3)		%
外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合(注3)		%
欠格事由 の有無 (注4)	特定役員(法第159条第2項第5号イ)(注5)	☐ 有 ☐ 無
	議決権の割合(同号イ及びロ)(注6)	☐ 有 ☐ 無
	処分歴等(同号ハからヌまで)	☐ 有 ☐ 無

(注1) 法人番号の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。

(注2) 次に掲げる様式により記載すること。

ふりがな	住所	役名	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
氏名					
			☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	

注1 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

注2 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

注3 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

注4 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

注5 備考の欄は、予定のものについてはその旨に記載すること。

注6 特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。))の写しを添付すること。また、登記事項証明書を添付すること。

(注3) 小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

区 分		株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式	無議決権株式(A)		
	議決権制限株式(B)		
	完全議決権株式	自己保有株式(C)	
		相互保有株式(D)	
		申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無	☐ 有 ☐ 無
		特定外国株式等(E)	
		その他(F)	
	単元未満株式(G)		
総数(H)			
備考	1 単元の株式数		

注1 最近日現在の議決権の状況について記載すること。

注2 (A)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。))を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

注3 (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

注4 (C)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

注5 (D)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配

[illegible]

権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。

注7 (I)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(ア) (G)の比率が2分の1を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

(イ) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

注8 (E)及び(G)から(I)までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)

注9 備考の欄は、第186条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

注10 (J)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。

注11 (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人((C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(注4) 欠格事由の有無は、法第159条第2項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

(注5) (注2)の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

(注6) (注3)の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

(注7) 登記事項証明書を添付すること。

2 申請対象会社の子会社の概要に関する事項

区分	名称	事業の概要	資本金(A)	出資の額(B)	出資の比率 (B) / (A) × 100	備考
			千円	千円	%	

(注1) 区分の欄は、申請対象会社、地上基幹放送の業務を行う者、地上基幹放送の業務以外を行う基幹放送事業者又はその他の別を記載すること。

(注2) 備考の欄は、議決権の総数に対する議決権の比率が出資の総額に対する出資の比率と異なるときの当該議決権の比率を記載すること。

(注3) 申請対象会社及び各子会社の定款又は登記事項証明書を添付すること。

3 申請対象会社の関係会社である基幹放送事業者の概要

名称	事業の概要	資本金(A)	出資の額(B)	出資の比率(B)／(A)×100	備考

(注1) 備考の欄は、議決権の総数に対する議決権の比率が出資の総額に対する出資の比率と異なるときの当該議決権の比率を記載すること。

(注2) 関係会社の定款又は登記事項証明書を添付すること。

4 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の株式の取得価額等の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項

子会社である基幹放送事業者等の株式の取得価額等の合計額 (a)	千円
申請対象会社の総資産の額 (b)	千円
割合 (a)／(b)×100	%

(注1) 別紙にその内訳を記載すること。

(注2) (a)の(b)に対する割合が、常時、50%を超えることが確実であると見込まれることを証する書類を添付すること。

5 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り

	()年度	()年度	()年度	()年度	()年度
	千円	千円	千円	千円	千円
1 収 益					
営業収益					
営業外収益					
2 費 用					
営業費用					
営業外費用					
3 当期経常損益					
備 考					

(注1) 申請対象会社及びその子会社を含めて作成すること。

(注2) 別紙において、申請対象会社及びその子会社のそれぞれの見積書を作成すること。

(注3) 事業収支の見積りについての参考となる資料を添付すること。

(注4) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置及び収支の見込みに関する重要な事項を記載すること。

(注5) 直近3箇年の申請対象会社及びその子会社の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

6 主たる出資者及び議決権の数

氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数に対する 議決権の数及び比率(%)	特定株式に係る株 主に関する事項	備 考

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。

- 1 特定株式(第204条の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式に限る。)に係る議決権保有割合
- 2 特別地上基幹放送事業者(第207条第5項第3号に規定する「特別地上基幹放送事業者」をいう。)である者又はそれを支配する者であるときはその旨
- 3 法第164条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株式がある場合における当該株式の数

(注2) 設立中の場合は、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- イ 出資の予定のものについてはその旨

(注8) 議決権の取扱い、次のア及びイに定めるところにより計算し、記載すること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

イ 法人又は団体が申請対象会社の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該法人又は団体の過半数の役員等(株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員)を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

7 役員に関する事項

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	備考
					□有 □無	

(注1) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注3) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注4) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの(代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。)を(注3)に準じて記載すること。

(注5) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(イ) 予定のものについてはその旨

(注6) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(別紙)

1 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるものの株式の取得価額等

(1) 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるもの(主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等を除く。)の株式の取得価額

子会社又は関連会社の別	事業の別	事業者名	出資割合	株式の取得価額(千円)	備考
合 計					

(注1) 事業の別の欄は、基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者又は一般放送事業者に係る事業の別を記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(2) 主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等の株式の取得価額

子会社又は関連会社の別	業務の別	事業者名	「主として」に該当する理由	出資割合	株式の取得価額(千円)	備考

合 計						

(注1) 業務の別の欄は、密接に関連する業務の種類を記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(3) 流動資産のうち放送の業務に係る資産

損益計算書の収益の額(A)	千円
(A)のうち放送の業務に係る収益の額(B)	千円
流動資産の合計額(C)	千円
流動資産のうち放送の業務に係る資産の額 (C)×(B)÷(A)	千円

(注1) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(注2) 放送の業務に係る収益の額は、第184条第1号イ及びロに掲げる収益の額の合計額を記載すること。

(4) 放送の業務の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産

有形無形の別	資産の内容	提供相手	資産の額(千円)	備考
合 計				

(注1) 主要な資産ごとに記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(5) 子会社基幹放送事業者等に係る貸付金(設立後最初の事業年度を経過している場合にあっては、流動資産に属するものを除く。)

貸付先	貸付金の額(千円)	備考
合 計		

(注1) 主要な資産ごとに記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

2 申請対象会社の資産

子会社等でない者に係る投資その他の資産

資産の別	資産の内容	投資先等	資産の額(千円)	備考
合 計				

(注)記載した内容を証する書類を添付すること。

3 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り

	()年度	()年度	()年度	()年度	()年度
--	-------	-------	-------	-------	-------

1 収 益	千円	千円	千円	千円	千円
営業収益					
営業外収益					
2 費 用					
営業費用					
営業外費用					
3 当期経常損益					
備 考					

(注1) 申請対象会社及びその子会社ごとに作成すること。

(注2) 項目の欄は、適宜必要な項目を追加して作成すること。

(注3) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。